（不正競争防止法の一部改正に伴う経過措置）

第七十七条　前条の規定による改正後の不正競争防止法第十条第三項及び第四項並びに第十一条第二項の規定は、施行日以後に提起される不正競争（同法第二条第一項に規定する不正競争をいう。以下この条において同じ。）による営業上の利益の侵害に関する訴えにおける秘密保持命令の送達及び効力の発生時期について適用し、施行日前に提起された不正競争による営業上の利益の侵害に関する訴えにおける秘密保持命令の送達及び効力の発生時期については、なお従前の例による。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第七十八条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「協同組織金融機関」を「特別の定めがある場合を除き、協同組織金融機関」に、「特別の定めがある場合を除き」を「その性質に反しない限り」に、「の規定」を「第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）」に改める。

第百七十七条を次のように改める。

（民事訴訟法の準用）

第百七十七条　第十二条の規定は、相互会社の更生手続について準用する。

第二百九十三条第一項、第三百二十二条第三項、第三百二十五条第一項及び第三百二十八条第二項中「第百七十七条」の下に「において準用する更生特例法第十二条」を加える。

第七十九条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「任意的口頭弁論」の下に「、期日の呼出し、裁判書」を加え、同条中「第八条」の下に「、第八条の二、第八条の五」を加える。

第十条の見出しを「（公示送達の方法、公告等）」に改め、同条中「第十条」を「第八条の三及び第十条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十条の二　会社更生法第八条の四の規定は、協同組織金融機関の更生手続における申立てその他の申述について準用する。

第十二条中「第八十七条の二」を「第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百七十四条の見出し中「任意的口頭弁論」の下に「、期日の呼出し、裁判書」を加え、同条中「第八条」の下に「、第八条の二、第八条の五」を加える。

第百七十五条の見出しを「（公示送達の方法、公告等）」に改め、同条中「第十条」を「第八条の三及び第十条」に改める。

第百七十九条を削り、第三章第一節中第百七十八条を第百七十九条とし、第百七十七条を第百七十八条とし、第百七十六条を第百七十七条とする。

第百七十五条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申立て等）

第百七十六条　会社更生法第八条の四の規定は、相互会社の更生手続における申立てその他の申述について準用する。

第二百三十四条及び第二百三十五条中「第百七十六条」を「第百七十七条」に改める。

第二百九十三条第一項、第三百二十二条第三項、第三百二十五条第一項及び第三百二十八条第二項中「第百七十七条」を「第百七十八条」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十二条関係）

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	第百条	第百条第一項
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定により記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定により記録された電子調書	調書
第百六十条第四項ただし書	電子調書	調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定により記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して